

令和3年度 第2回群馬県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和4年2月14日（月）午後2時00分から午後3時30分まで

2 場 所 群馬県水産会館 2階会議室

3 出席者

- ・ 委員 9名 松元会長 吉澤会長代理 戸部委員 水島委員
中島委員 針谷委員 松田委員 赤石委員 佐藤委員
- ・ 群馬県 2名 蚕糸園芸課 課長 田島聡緑
水産試験場 場長 原田昌季
- ・ 事務局 3名 事務局長（水産係長）小林保博
書記（水産係主任）渡辺峻
- ・ 傍聴者 なし

4 開会

（小林事務局長）

- ・ 委員9名の出席により、群馬県内水面漁場管理委員会事務規程第7条による成立要件を満たしたため、令和3年度第2回群馬県内水面漁場管理委員会を開催する。

5 あいさつ

- ・ 群馬県内水面漁場管理委員会 松元会長
- ・ 蚕糸園芸課 田島課長

6 議事

（松元会長）

- ・ 本日の議事録署名人は、戸部委員と赤石委員にお願いしたい。
- ・ 議題1は「遊漁規則の変更について」である。なお、本年度は5つの漁協から遊漁規則の変更申請がきているため、まずは利根漁協の遊漁規則の変更について事務局から説明願いたい。

（事務局）

- ・ 資料1（P7～10）にて、利根漁協からの申請内容について説明。

（松元会長）

- ・ 利根漁協から遊漁規則変更申請のあった「疑似おとり」「現場加算金」について何か質問はあるか？

（吉澤会長代理）

- ・ 遊漁規則でハリスの長さは制限されているが、その他の制限はないのか？疑似おとりの材質や使用できる針など県の方で定義したらどうか。

（事務局）

- ・ 現段階で疑似おとりを細かく定義するのは難しいため、情報収集を行いながら検討していきたい。

（松田委員）

- ・ 針の数は制限した方が良いのではないか？

（事務局）

- ・ あくまで生きたおとりアユの代替という認識でいるが、針の数を制限すること

については検討していきたい。また、このことについてはトラブルになる可能性が十分に考えられるので、漁協への周知徹底に務めたい。

(赤松委員)

・利根漁協では疑似おとりの使用は今まで認められていたのか？

(事務局)

・今までの遊漁規則では、疑似おとりに関する制限は無かった。

(水島委員)

・おとりアユ販売店が減少していく中、疑似おとりの使用について考えていくことは非常に重要である。ただし、生きたおとり鮎を使用する釣り人と疑似おとりを使用する釣り人でトラブルが生じるのではないか？

(事務局)

・疑似おとりを使用した鮎釣りは、道具の揃えやすさ等で若い人が鮎釣りを始めるきっかけになる可能性がある反面、水島委員の指摘のとおり、釣り人間でのトラブルになる可能性も否定できない。想定されるトラブル等を事前に漁協に周知し、トラブル防止を図りたい。

(松元会長)

・疑似おとりの使用はアユイング(疑似おとり+リール竿)も想定しているのか？

(事務局)

・確認したい。

(中島委員)

・アユイングの場合、溪流等のルアー釣りから移行する釣り人が多くいると想定される。そのため、雑魚券のまま鮎を採捕する可能性があるので、疑似おとりを使用できる漁場にはしっかりと情報を周知する必要がある。

(事務局)

・各漁協への周知徹底に務めたい。

(中島委員)

・疑似おとりの使用は単なる生きたおとり鮎の代替としてなのか、もしくは、アユイングとしてなのかで、道具も釣り方も大きく異なる。もし、アユイングを考慮していないのであれば、鮎を対象にしたリール竿を禁止にする等の対応がないと釣り人は分からない。

(松元会長)

・中島委員の指摘について、各漁協に確認し、適切な指導を行ってほしい。

(事務局)

・対応したい。

(松元会長)

・それでは、他に意見がなければ、利根漁協の遊漁規則の変更について採決を行いたい。賛成の委員は挙手願う。

(委員全員)

・全員挙手。

(松元会長)

・賛成多数により「諮問どおりで支障なし」とする。また、事務局には各委員から指摘のあった留意事項については、関係漁協に指導願う。

・次に群馬漁協の遊漁規則の変更について、事務局から説明願いたい。

(事務局)

- ・資料1 (P 11 ~ 20) にて、群馬漁協からの申請内容について説明。

(松元会長)

- ・群馬漁協の遊漁規則変更申請について何か質問はあるか？
- ・特に無いようなので、群馬漁協の遊漁規則の変更について採決を行いたい。賛成の委員は挙手願う。

(委員全員)

- ・全員挙手。

(松元会長)

- ・賛成多数により「諮問どおりで支障なし」とする。
- ・次に上州漁協の遊漁規則の変更内容について、事務局から説明願いたい。

(事務局)

- ・資料1 (P 21 ~ 28) にて、上州漁協からの申請内容について説明。

(松元会長)

- ・上州漁協の遊漁規則変更申請について何か質問はあるか？

(松田委員)

- ・上州漁協では今まで疑似おとりを使用できたのか？

(事務局)

- ・遊漁規則記載のとおり、期間と場所に制限を設けてある。

(松元会長)

- ・他に質問も無いようなので、上州漁協の遊漁規則の変更について採決を行いたい。賛成の委員は挙手願う。

(委員全員)

- ・全員挙手。

(松元会長)

- ・賛成多数により「諮問どおりで支障なし」とする。
- ・次に邑楽漁協の遊漁規則の変更内容について、事務局から説明願いたい。

(事務局)

- ・資料1 (P 29 ~ 33) にて、邑楽漁協からの申請内容について説明。

(松元会長)

- ・邑楽漁協の遊漁規則変更申請について何か質問はあるか？

(水島委員)

- ・高齢者割引を削除した結果、次年度の遊漁者の動向を知りたい。

(事務局)

- ・次年度、邑楽漁協の所感も含めて確認したい。

(松元会長)

- ・他に質問も無いようなので、邑楽漁協の遊漁規則の変更について採決を行いたい。賛成の委員は挙手願う。

(委員全員)

- ・ 全員挙手

(松元会長)

- ・ 賛成多数により「諮問どおりで支障なし」とする。
- ・ 次に上野村漁協の遊漁規則の変更内容について、事務局から説明願いたい。

(事務局)

- ・ 資料1 (P35～38)にて、上野村漁協からの申請内容について説明。

(松元会長)

- ・ 上野村漁協の遊漁規則変更申請について何か質問はあるか？
- ・ 質問も無いようなので、上野村漁協の遊漁規則の変更について採決を行いたい。賛成の委員は挙手願う。

(委員全員)

- ・ 全員挙手

(松元会長)

- ・ 賛成多数により「諮問どおりで支障なし」とする。
- ・ それでは、すべての遊漁規則の変更について、採決が終了しましたので、事務局は答申の手続行って欲しい。
- ・ 最後にその他について、何かあるか？

(原田場長)

- ・ 水産試験場の研究成果について、2月9日にコロナ対策を施し、縮小した形で成果発表会を行った。研究成果について、質問があれば水産試験場まで問い合わせ願いたい。

(松元会長)

- ・ 他に何かあるか？

(吉澤会長代理)

- ・ 本日の議題で、鮎の友釣りの話題があったが、友釣りで使用したおとり鮎を放流する例があり、冷水病等のまん延に繋がると考えられる。釣り人へのメッセージとして、使用したおとり鮎を「美味しく食べて欲しい」等の行政や漁協から周知できないか？

(事務局)

- ・ 今年度は県内でアユを放流している漁協を集める「アユ冷水病防疫対策会議」を開催する予定である。会議の中で、吉澤会長代理の指摘については漁協経由で釣り人に周知できるようにしたい。加えて、SNSや動画を活用した一般釣り人向けの周知方法も検討していきたい。

(松元会長)

- ・ おとりアユの放流は、文化として根付いている地域もあると聞いたことがある。

(事務局)

- ・ 群馬県では、冷水病のまん延防止対策がなによりも重要だと考えるので、一律おとり鮎は持ち帰るということを周知していきたい。

(松元会長)

- ・ 他に何かあるか？

(松田委員)

- ・上州漁協が増田川と相間川の上流部を禁漁区に設定する際に、釣り人が混乱しないように看板等は設置するのか？

(水島委員)

- ・看板は現在作成中であり、解禁までには設置を行う。

(事務局)

- ・看板の内容については、事務局も確認している。

7 閉会

文章中の（）内は事務局で加筆

群馬県内水面漁場管理委員会

会長 _____ 印

委員 _____ 印

委員 _____ 印